

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.101 平成24年5月17日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

「社会福祉法人の認可について」の一部改正がありました。

—東社協ホームページに掲載します。（東社協⇒経営相談）—

厚生労働省は、改正社会福祉法等を受け、平成24年3月30日及び4月1日付けにて、以下の関連通知を発出しました。主な改正内容は以下のとおりです。通知文を参照してください。

<主な改正点>

①「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」において、従前の対象事業（身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者居宅介護等事業）を障害福祉サービス事業（居宅介護、**重度訪問介護**、**同行援護**又は**行動援護**に限る。）に変更、拡大。

②「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」において、従前の対象事業に**小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業並びに障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に限る。）**を新規追加。

なお、障害者自立支援法の施行により、日中活動系の障害福祉サービス事業所（**療養介護**、**生活介護**、**自立訓練**、**就労移行支援**、**就労継続支援**）を設置する場合は、「社会福祉法人の認可について」関係局長連名通知の「別紙1（社会福祉法人審査基準） 第二 法人の資産 2 資産区分」においては、「**社会福祉施設を経営する法人**」として取り扱う旨通知されています（平成18年12月13日）。したがって、上記5つ以外の障害福祉サービス（**居宅介護**、**重度訪問介護**、**同行援護**、**行動援護**、**短期入所**、**重度包括支援**、**共同生活介護**、**共同生活援助**）及び**移動支援事業**については、「別紙1 第二 法人の資産 2 資産区分」における「**社会福祉施設を経営しない法人**」として取り扱われ、原則1億円以上の資産を基本財産として保有することが必要とされることから上記①、②の資産要件の緩和通知が発出されています。結果、短期入所、重度包括支援、移動支援事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件緩和に係る通知は発出されていません。

③従前の「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について」を廃止し、新たに「障害者自立支援法に基づく**地域活動支援センター**の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」を発出し、**地域活動支援センター**の経営をもって新たに社会福祉法人を設立する場合の資産要件等を通知。

上記①～③については、既設社会福祉法人以外のこれから新たに社会福祉法人を設立しようとする方にとって重要な通知です。

(以下は、相談室による説明資料)

改正通知	改正内容	
認可に係る局長通知	社会福祉法人審査基準	<p>ア 第2法人の資産、1資産の所有等中、下記①に係る要件及び⑤に係る資産要件の特例を改正（下記③は、局長通知の改正による）。</p> <p>イ 第2法人の資産、2資産の区分中、下記③、④に係る資産要件特例を改正</p> <p>ウ 第3法人の組織運営、5法人の組織運営に関する情報開示等中、法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書を平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号局長連名通知によるとした。</p>
	社会福祉法人定款準則	<p>ア 改正社会福祉法、改正障害者自立支援法、改正児童福祉法に伴う第1条記載例示の変更</p> <p>イ 第20条備考を平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号局長連名通知に変更。</p>
認可に係る課長通知	社会福祉法人審査要領	改正障害者自立支援法による従前の運営を可能とした経過措置終了に伴う削除等文言整理等
既設法人が事業開始に際しての資産要件等緩和通知	①	「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」において、障害者自立支援法が規定する福祉ホームを規定（「身体障害者福祉ホーム」を削除）。
	②	「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」において、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う既設法人を追加し、かつ、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないとする事業を追加規定。
新たに社会福祉法人を設立する場合の資産要件等緩和通知	③	「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」において、対象事業として重度訪問介護、同行援護又は行動援護を追加規定。
	④	「地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」において、対象事業として小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業並びに共同生活介護を追加規定。
	⑤	「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」において、地域活動支援センターを新たに規定。

以上